

相続診断士とは？



日本全体では、1年間に約50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」。家計に大きな贈り物となる可能性もありますが、遺族の争いに発展することも多い相続問題。

実際、家庭裁判所での**相続関連の相談は約18万件と10年前の2倍に増えて**います。

また、相続はお金持ちだけの問題という誤った認識が、一般家庭の相続準備を怠り、問題を複雑にしています。実際、司法統計年報(平成22年度版)によると、紛争件数の74%が相続税と関係ない5000万円以下の遺産分割で揉めています。遺産が多いから揉めるのではなく、100人いれば100通りの相続があり、どこの家庭にも、きちんと相続に対しての準備と助言が必要な時代です。

「相続」が「争族」にならない為に、笑顔で相続を迎えるお手伝いをするのが「相続診断士」の求められる社会的役割です。

相続診断士は相続について知識のない相談者から現状をヒアリングし「相続診断」を行い、問題点を明確化させます。その後問題に合わせた専門家（弁護士・司法書士・税理士・その他）へつなぐ役割も行います。

相続で悩んでいる方

一般の方

相続に関する情報提供

現状のヒアリング

まずは
相続診断
してみよう!

笑顔相続の道先案内人

相続診断士®

◎相続の解説 ◎エンディングノートや遺言の準備促進 ◎相続診断
◎問題点の明確化 ※問題に応じ専門家を引き合せ ◎笑顔相続へのコーディネート

弁護士

※相続トラブルの相談を受ける
※遺産分割の調停等
※遺言書作成の助言等

司法書士

※不動産の名義書換(相続登記)
※不動産の生前贈与の登記
※成年後見の相談を受ける
※遺言書作成の助言等

税理士

※相続税に関する相談を受ける
※相続税の申告業務等
※相続財産の評価等
※その他の税法上の相談業務

行政書士

※遺言書作成の助言

不動産鑑定士

※不動産の評価

その他